平成２２年（フ）第１９７２７号
東京都福生市大字熊川1642―10―201
債務者　小山内　稔
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　　領
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２３２号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ20棟212号
債務者　中川　清佳
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　貴和
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月15日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１１号
横浜市南区蒔田町字三度台1018番地の15　ワコーレロイヤルヒルズ横浜蒔田307号
債務者　水谷　　信
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　破産債権の届出期間　平成23年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６６号
千葉県柏市布施566番地
債務者　関口　貞則
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　崇人
4　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９７１０号
東京都江東区大島５丁目19―６―401
債務者　小山　繁幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　政孝
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７５号
静岡県駿東郡清水町長沢248番地の３
債務者　武　　好江
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　優太
4　破産債権の届出期間　平成22年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
千葉県流山市美原３丁目75番地の12
債務者　中島　直美（旧姓現王園）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本麻里子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６９号
広島県福山市駅家町大字万能倉1406番地４
債務者　吉川　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬尾　義裕
4　破産債権の届出期間　平成23年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月25日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５８８号
東京都昭島市松原町１丁目９番14―102号
債務者　小沢　里史
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　努
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９７２４号
埼玉県志木市本町２丁目15―29
債務者　杉田　　恒
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽厚太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３１号
東京都昭島市郷地町３丁目７番８―602号
債務者　黒崎　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅川　　一
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０１号
広島県呉市倉橋町2804番地の１
債務者　尾濱　昭彦
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　恒太
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５８４号
広島市西区庚午中１丁目５番７号　スリーエスアロー601号、住民票上の住所広島市佐伯区旭園18番27―７号
債務者　古田　昇司
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大元　孝次
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９号
広島県呉市幸町８番１号海上自衛隊
債務者　楠　　実範
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高盛　政博
4　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
広島地方裁判所呉支部